



地方裁判所における 刑事第一審訴訟事件の概況等

刑事通常第一審事件全体について見ると、事件数（新受人員，終局人員）は平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり，若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。平均審理期間は3月前後で安定して推移し，審理期間の分布についても前回と同様である。自白・否認別で見ても，平均審理期間はおおむね横ばいといってよい。刑事訴訟事件では，連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い，裁判員裁判対象事件以外の事件（以下「非対象事件」という。）の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが，制度開始から相当年数を経過しても，そうした停滞が生じていることはうかがわれない。その余の主な統計データ（否認率，事案複雑等を事由とする長期係属実人員数，平均開廷回数，平均開廷間隔，平均証人尋問公判回数，平均被告人質問公判回数等）については，前回から大きな変化は見られない。

裁判員裁判対象事件についても，事件数は，裁判員法施行直後の時期に比べると少なくなっている（判決人員も同様である。）。平均審理期間は，平成25年，平成26年と短縮傾向が続いていたが，平成27年以降，自白・否認の別に関わらず，再び長期化している。その要因は，自白・否認のいずれについても，審理期間の大半を占める公判前整理手続期間が再び長期化していることにある。審理の内容面では，自白事件における検察官請求証人の取調べ人数が制度施行直後（平成22年は0.4人）より顕著に増加して0.9人となっており，裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるように，重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われる傾向が進んできていることがうかがわれる。

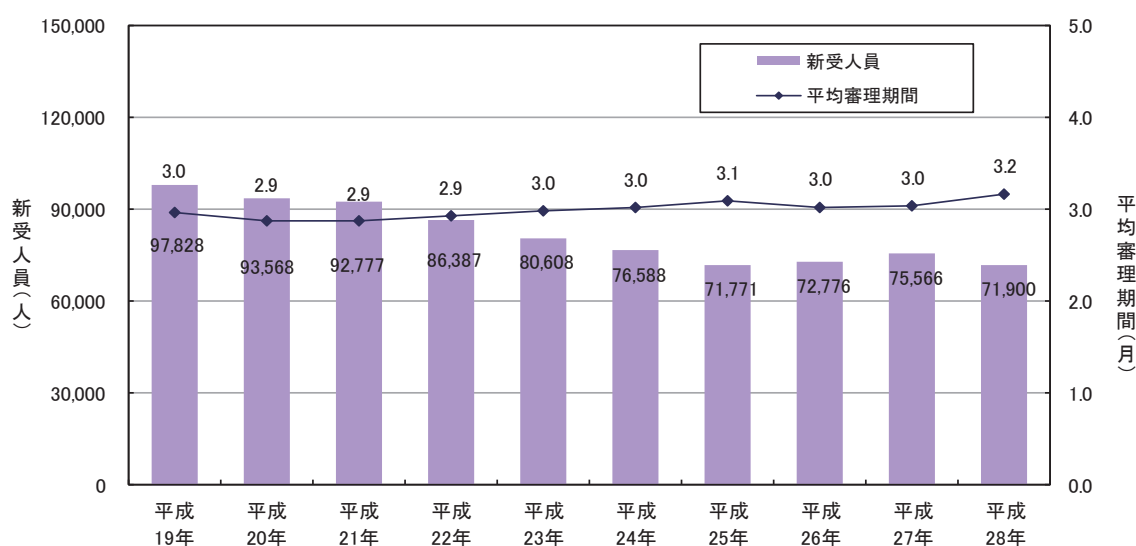
裁判員裁判において，公判中心主義，直接主義を徹底し，人証によって重要事実に関する心証を形成できる審理を実践していくには，証人の記憶等の観点から早期に公判審理に臨むことが必要であり，また，早期に審理を行うことは被告人の未決勾留期間を短くするという観点からも重要である。このような問題意識からすれば，公判前整理手続を適切かつ合理的な期間内に終えることが重要な課題であり，これを実現するための工夫として，①起訴後早期に打合せを開いて，裁判所が審理方針を説明し，検察官において迅速かつ柔軟な証拠開示を行うようにすることで，弁護人が防御方針を早期に確定できるようにするとともに，当事者が主張立証の暫定的な見通しを述べる場合には，これに応じた進行を図る，②公判審理の規模が見通せたところで公判期日を仮に予約することで，公判までの間隔を少しでも短くするなどの取組が行われてきたところである。平成25年，平成26年と公判前整理手続期間が短縮傾向にあったのは，これらの取組が一定の効果をもたらしたためと考えられる。他方で，平成27年以降，公判前整理手続期間が再び長期化していることなどに鑑みると，上述のような各種の取組を続けるとともに，公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべきなのか，そもそも公判前整理手続で何を整理すべきなのか，手続の主宰者である裁判所と訴訟追行の主体である当事者との役割分担はどうあるべきかなど，公判前整理手続の基本的な在り方についても，引き続き法曹三者で議論を重ねて認識を共有していく必要がある。

1 刑事通常第一審事件の概況

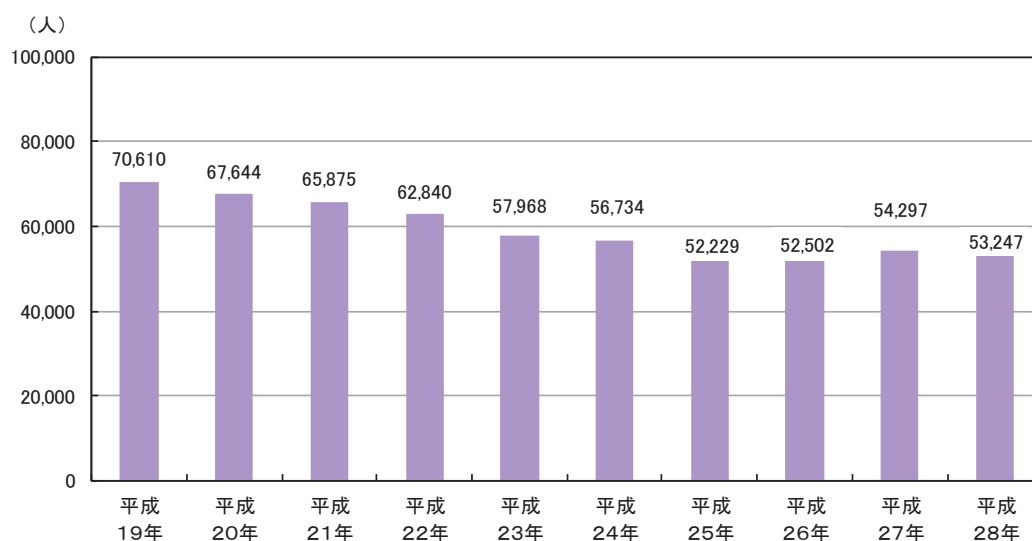
1. 1 刑事通常第一審事件全体の概況

刑事通常第一審事件¹の新受人員（延べ人員）²及び終局人員（実人員）³の推移については【図1】【図2】のとおりである。いずれについても、平成25年までの減少傾向に歯止めが掛かり、若干の増減はあるもののおおむね横ばいの状況にある。

【図1】 新受人員(延べ人員)及び平均審理期間の推移



【図2】 刑事通常第一審事件の終局人員(実人員)の推移



¹ ここでいう「刑事通常第一審事件」とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。

² 延べ人員とは、同一被告人について、追起訴があった都度1人として累積計上したものを指す。

³ 実人員とは、同一被告人について複数の起訴があっても、弁論終結時において弁論が併合されている限り1人として計上したものを指す。

主要罪名別終局人員については【表3】のとおりであり、前回と同様、窃盗、覚せい剤事犯、交通事犯が目立っている（第6回報告書113頁【表3】参照）。

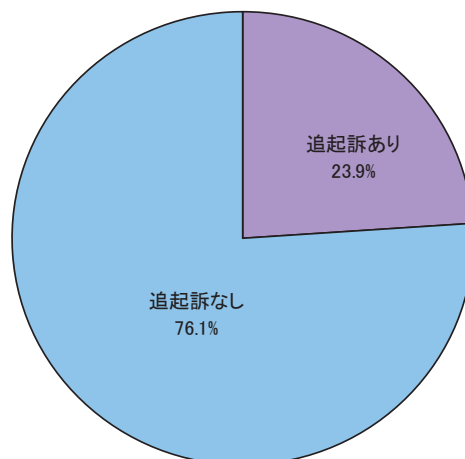
【表3】 主要罪名別終局人員(実人員)

	窃盗	詐欺	傷害	強盗・同致死傷	恐喝	業務上横領	殺人	(集団)強姦・同致死傷	業務上・自動車運転過失致死傷	現住建造物等放火	傷害致死	贈・収賄	その他刑法犯	覚せい剤取締法違反	道路交通法違反	自動車運転死傷処罰法違反	出入国管理及び難民認定法違反	税法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	公職選挙法違反	その他特別法犯
通常一審全体	10,168	4,526	2,840	596	476	314	305	301	142	137	106	38	7,038	9,214	6,458	5,501	557	402	150	16	3,962
うち裁判員裁判対象事件	2	1	8	246	-	-	298	77	-	137	103	-	147	31	-	29	-	-	10	-	37

- ※ 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条変更等の場合は、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名であっても、裁判員裁判対象事件として計上される。
- ※ 裁判員裁判対象事件のうち、①裁判員法3条1項の除外決定があったもの、②裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
- ※ 「自動車運転死傷処罰法違反」には、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条から6条の各罪で終局した事件が計上されている。同法の施行日は、平成26年5月20日であり、同法附則14条により、同法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされているため、同日以前の危険運転致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2に係る罪)については、「その他刑法犯」欄に、同日以前の自動車運転過失致死傷(平成25年法律86号による改正前の刑法211条2項に係る罪)については、「業務上・自動車運転過失致死傷」欄に、それぞれ計上されている。

追起訴の有無別割合については【図4】のとおりである。追起訴のある事件の割合は、前回(23.6%)とほぼ同様(23.9%)であり、全体の約4分の1を占める(第6回報告書113頁【図4】参照)。

【図4】 追起訴の有無別割合



Ⅲ 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

全体の平均審理期間については【図1】【表5】のとおりであり、ここ10年間で見てもおおむね3月前後の期間で安定して推移している。

【表5】 刑事通常第一審事件の概況データ

	通常第一審全体	うち裁判員裁判対象事件 ※9, 10
終局人員(実人員)	53,247	1,126
平均審理期間(月) ※1	3.2	10.0
受理から第1回 ※2	1.7	
第1回から終局 ※3	1.5	
審理期間が2年超の事件の割合(%)	0.2	2.8
平均開廷回数 ※4	2.7	4.6
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで)	1.2	
※5 (第1回から終局まで)	0.6	
平均取調べ証人数	0.8	3.0
平均証人尋問公判回数 ※6	1.2	2.1
平均被告人質問公判回数 ※7	1.1	1.7
否認率(%)	9.6	47.6
弁護士選任率(%)	99.6	100.0
国選弁護士選任率(%) ※8	83.6	86.1
私選弁護士選任率(%) ※8	20.6	19.5
外国人(要通訳)率(%)	4.9	5.8
鑑定実施率(%)	0.3	6.1
検証実施率(%)	0.03	0.3

※1 平均審理期間は、審理期間区分ごとに設定された代表値(基本的には、各区分の中間値が代表値とされている。)に、各区分ごとの事件数を乗じたものの総合計を事件総数で除する形で算出されている。期間の区分は、1月以内・2月以内・3月以内・6月以内・1年以内・2年以内・3年以内・3年を超えるものの8区分である。

※2 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間(算出方法については※3を参照)を控除して算出している。

※3 第1回公判期日から終局までの平均期間は、※1と同様の方法により算出している。したがって、同期間は、最短であっても0.5月となる。

※4 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。

※5 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

※6 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

※7 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

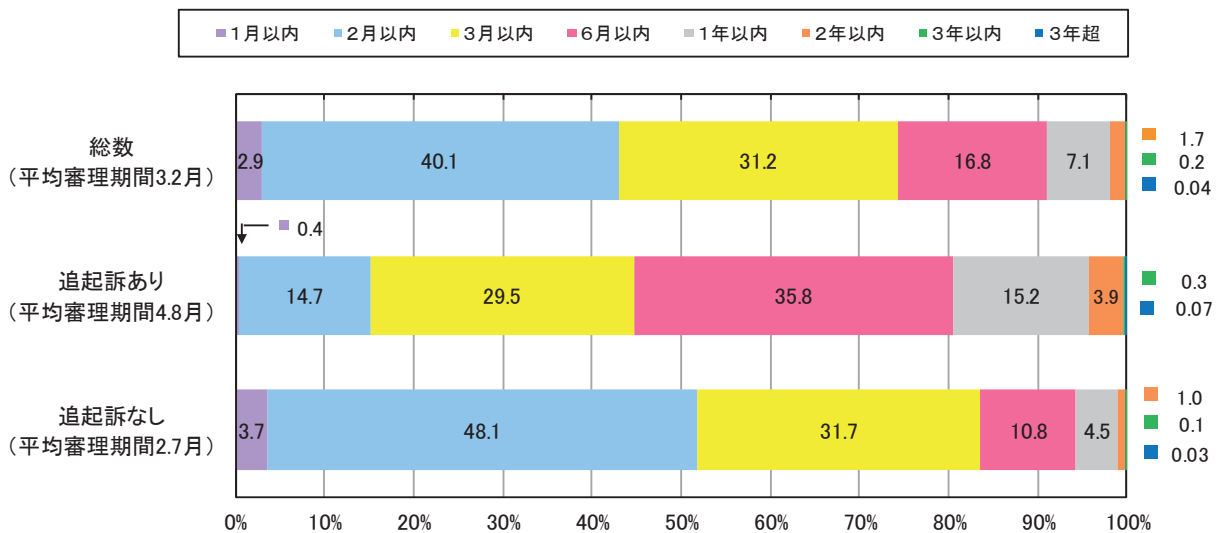
※8 国選弁護士と私選弁護士が同時に選任された事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

※9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

※10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

追起訴の有無別の平均審理期間については【図6】のとおりである。追起訴のある事件の平均審理期間は4.8月、追起訴のない事件の平均審理期間は2.7月で、前回（それぞれ4.5月、2.6月）から大きな変化は見られない（第6回報告書115頁【図6】参照）。

【図6】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布

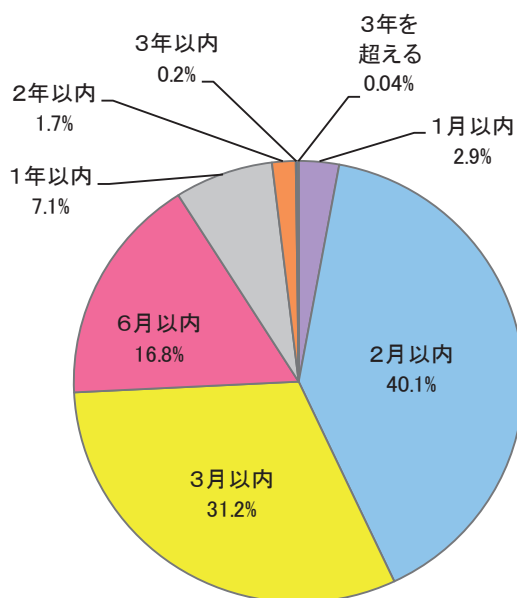


※ 総数とは、2つ以上の項目がある場合の各件数を合算したものをいい、例えば、本図のとおり、追起訴の有無別においては、追起訴がある事件数とない事件数とを合算したものをいう。なお、類似の概念である「全体」については、【図11】の脚注を参照

審理期間の分布については【図7】のとおりである。前回と同様、約4分の3の事件が3月以内に終局しており、審理期間が1年を超える事件が2%未満にとどまっている（第6回報告書115頁【図7】参照）。

追起訴の有無別で見た審理期間の分布については【図6】のとおりであり、前回と同様、追起訴のない事件では審理期間が2月以内の事件が過半数を占めるのに対し、追起訴のある事件では、2月超3月以内、3月超6月以内の事件が合わせて約3分の2を占めている（第6回報告書115頁【図6】参照）。

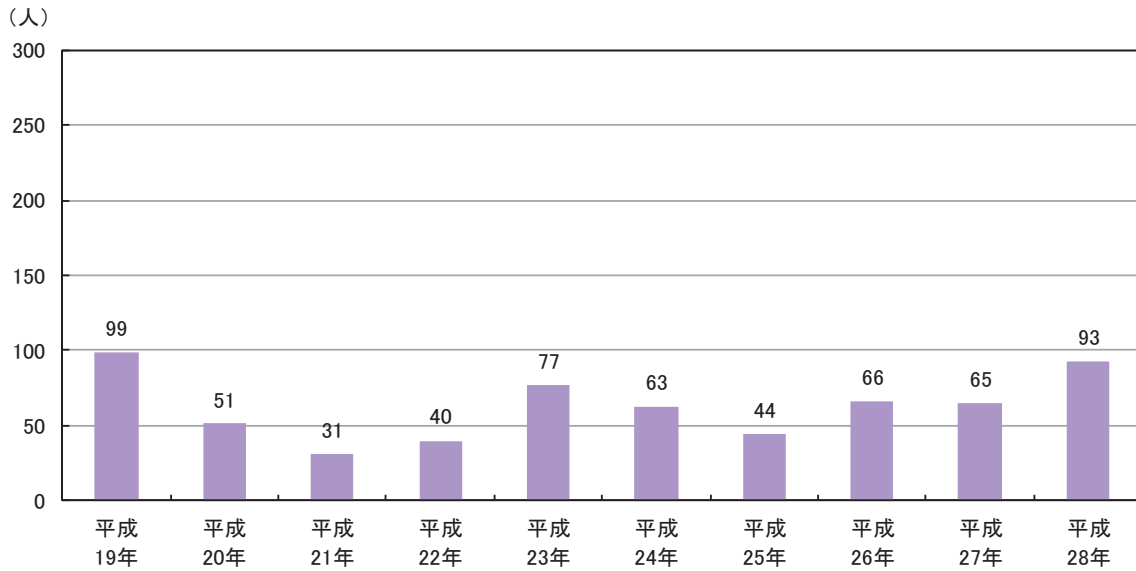
【図7】 審理期間の分布



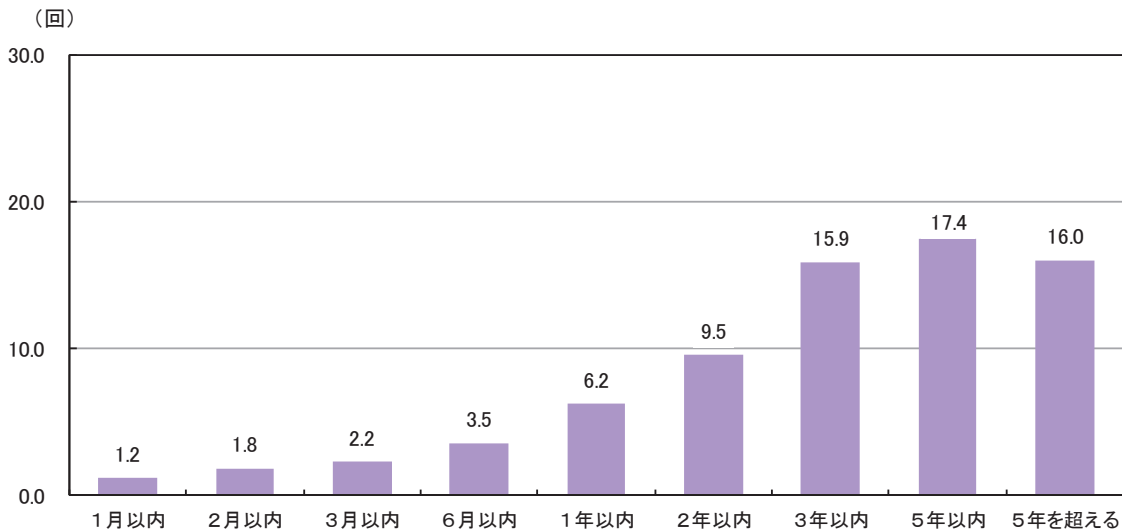
Ⅲ 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

事案複雑等を事由として2年を超える長期にわたって係属している実人員の推移については【図8】のとおりであり、前回（66人）から27人増加して93人となっている⁴。

【図8】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



【図9】 審理期間別平均開廷回数



平均開廷回数⁵及び平均開廷間隔については【表5】【表10】のとおりであり、前回からほとんど変化は見られない（第6回報告書114頁【表5】，117頁【表10】参照）。

⁴ 長期係属事件の状況をより詳細に述べたものとして、最高裁判所事務総局刑事局「平成27年における刑事事件の概況(下)」法曹時報69巻3号154頁から177頁(平成29年)。

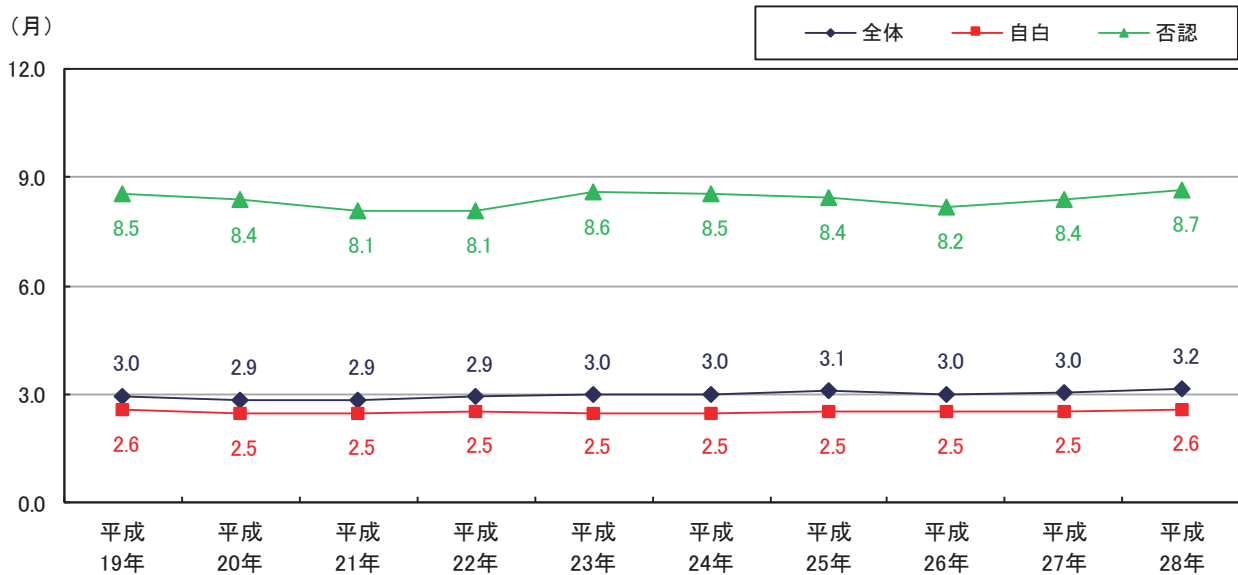
⁵ 開廷回数は、基本的には審理期間が長くなるほど増加する傾向である(【図9】)。

自白・否認別⁶での平均審理期間の推移については【図11】のとおりである。ここ10年間、自白事件については、2月台後半でおおむね横ばいであり、否認事件についても、8月台でおおむね横ばいである。平成28年もこれらの傾向に変化はない。

【表10】 平均開延間隔(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均開延間隔(月)	1.2	1.1	1.4

【図11】 平均審理期間の推移(全体, 自白, 否認)



※ 全体とは、2つ以上の項目がある場合において、図表に掲載されている項目のほか、図表に掲載されていない項目をも含んだものをいう。例えば、本図のとおり、自白・否認別においては、自白及び否認以外に、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件をも含む。なお、類似の概念である「総数」については、前掲【図6】の脚注を参照

公判前整理手続に付された人員と付されなかった人員に分けた場合の平均審理期間については【表12】【表13】のとおりであり、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間(総数)が、前回(9.5月)より若干長くなっている(10.4月)。自白・否認別で見ると、公判前整理手続に付された否認事件の平均審理期間が、前回(11.8月)より若干長くなっている(12.3月)(第6回報告書118頁【表12】【表13】参照)。

⁶ 自白とは、終局の段階において全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。否認とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

Ⅲ 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

【表12】 公判前整理手続の有無別の終局人員(実人員)及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員	公判前整理手続に付されなかった人員			公判前整理手続に付された人員	公判前整理手続に付された人員		
			自白	否認	その他		自白	否認	その他
終局人員	53,247	51,920	46,559	4,418	943	(2.5) 1,327	(1.1) 601	(1.3) 709	(0.03) 17
平均審理期間(月)	3.2	3.0	2.5	8.1	1.3	10.4	8.0	12.3	13.3

※1 ()内は公判前整理手続実施率(%)である。

2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。

3 「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の17人は公判前整理手続に付されたが、公判が一度も開かれずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。

4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が71人ある。

【表13】 自白・否認別及び合議・単独別の公判前整理手続に付された終局人員(実人員)及び平均審理期間

		総数	合 議				単 独	
			法定合議	裁判員裁判対象事件	非対象法定合議事件	裁定合議		
公判前整理手続	総数	終局人員	1,327	1,124	1,077	47	81	122
		平均審理期間(月)	10.4	10.0	10.0	10.5	15.2	10.8
	うち自白	終局人員	601	567	556	11	17	17
		平均審理期間(月)	8.0	8.0	8.0	8.6	10.1	7.7
	うち否認	終局人員	709	542	509	33	63	104
		平均審理期間(月)	12.3	12.0	12.0	11.8	16.5	11.4
	うち被告事件についての陳述前に移送等で終局	終局人員	17	15	12	3	1	1
		平均審理期間(月)	13.3	13.5	16.3	2.5	18.0	4.5
	公判前整理手続実施率(%)		2.5	48.1	97.6	3.8	12.1	0.2

※1 裁判員裁判対象事件の公判前整理手続実施率が100%にならないのは、公判前整理手続に付される前に移送等で終局した事件や、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付された事件等があるためである。

2 合議単独別の人員は処断罪名を基準として集計しているため、この表の裁判員裁判対象事件には、裁判員の参加した合議体により審理終局したが、終局時の罪名が法定合議事件に当たらない人員は含まれない。

3 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

4 「裁判員裁判対象事件」は、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

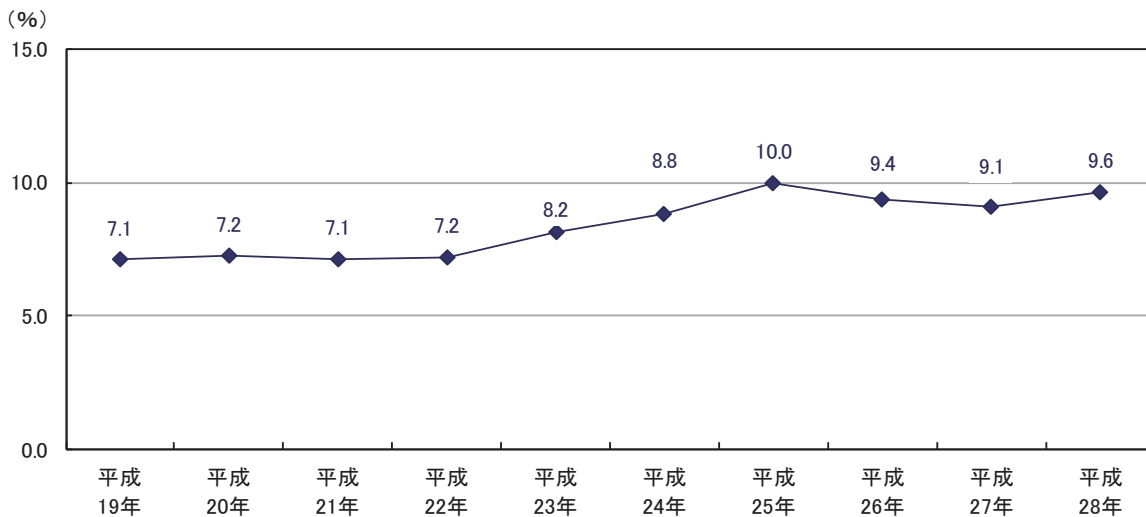
刑事訴訟事件では、連日的開廷を原則とする裁判員裁判の導入に伴い、非対象事件の審理に停滞が生じないかとの懸念もあり得るところであるが、上記のとおり、制度開始から相当年数を経過しても、そうした停滞はうかがわれない。

審理の状況に関する統計データを見ると、まず、否認率については【表5】【図14】のとおり、ここ10年間おおむね増加傾向をたどっており、刑事事件の審理の困難化がうかがわれる（第6回報告書119頁【図14】参照）。取調べ証人数を始めとして、証人尋問、被告人質問、鑑定、検証といった証拠調べの実施状況については【表5】【表15】【表16】のとおりであり、前回から大きな変化は見られない（第6回報告書114頁【表5】、119頁【表15】【表16】参照）。

なお、弁護士選任率や外国人率は【表5】のとおりであり、前回（弁護士選任率99.5%、外国人率4.4%）から大きな変化は見られない（第6回報告書114頁【表5】参照）。

控訴率については【表17】のとおりであり、前回（全体11.7%、自白8.8%、否認39.7%）から大きな変化は見られない（全体12.0%、自白8.9%、否認41.4%）（第6回報告書119頁【表17】参照）。

【図14】 否認率の推移



【表15】 平均証人尋問公判回数
(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均証人尋問公判回数	1.2	1.0	2.2

【表16】 平均被告人質問公判回数
(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
平均被告人質問公判回数	1.1	1.1	1.6

【表17】 控訴率(全体, 自白, 否認)

	全体	自白	否認
控訴率	12.0%	8.9%	41.4%

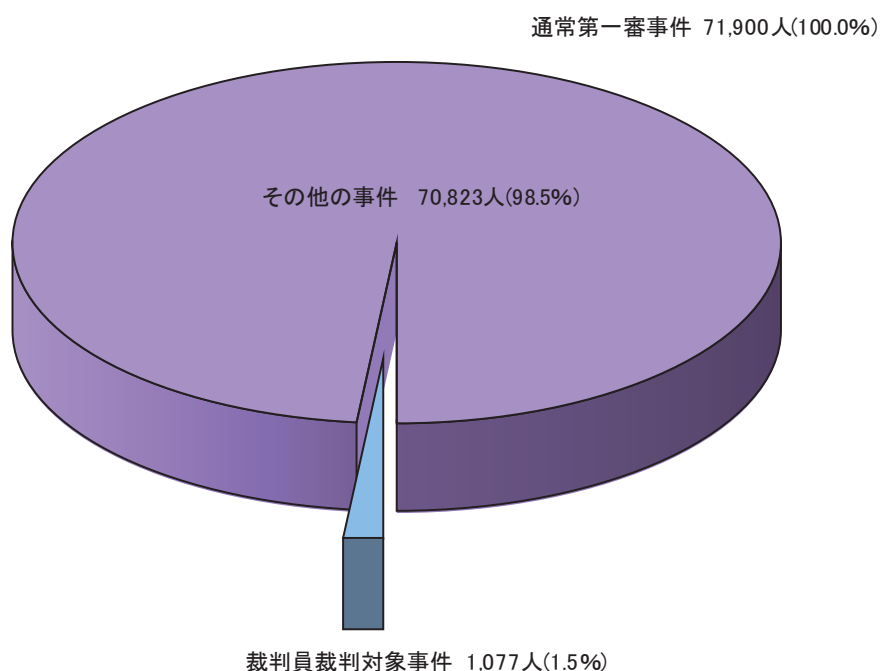
※ 控訴率は判決人員(有罪(一部無罪を含む。))及び無罪人員の合計)に対する控訴人員の割合である。



1. 2 裁判員裁判対象事件の概況

裁判員裁判対象事件（裁判員法施行後に起訴された同法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件）が全体に占める割合（新受人員での割合）は、【図18】のとおり僅かであるが、現在の刑事訴訟において裁判員裁判の適正・充実・迅速化は最大の課題となっていることから、今回の検証においても、裁判員裁判対象事件に限定した概況の説明を別項目で行うこととした。

【図18】 刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



- ※ 1 刑事月報による延べ人員である。
- 2 通常第一審事件には再審事件を含む。
- 3 「裁判員裁判対象事件」には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

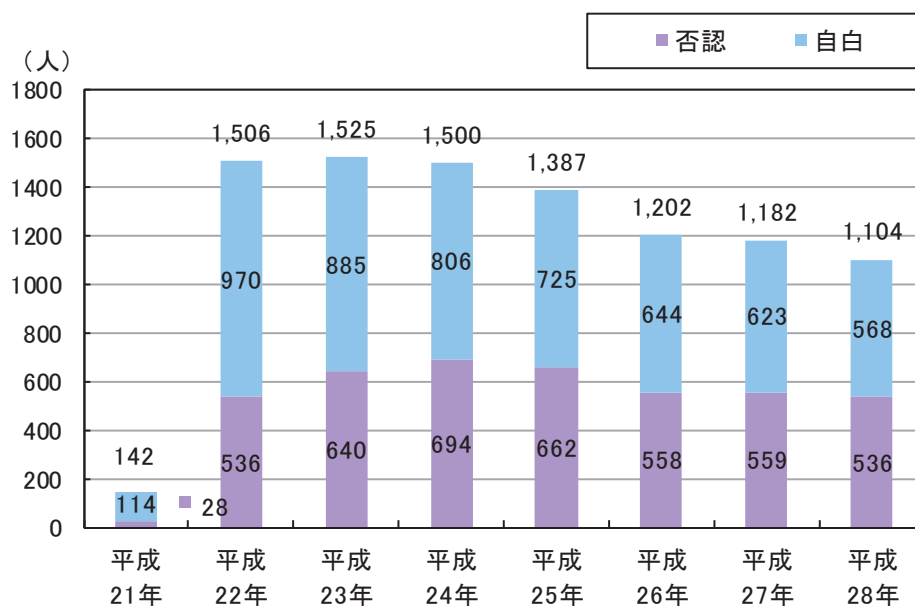
まず、事件数の動向については【表19】【図20】のとおりである。制度施行当初と比べると、新受人員は相当程度減少している状況であり、判決人員は、平成26年（1202人）よりも98人減少し、1104人となっており、平成22年以降では最少の水準となっている。なお、【表19】では、累計の新受人員の多い順に、罪名別の人員数を掲げているところ、強盗致傷、殺人の各罪名が突出して多い傾向が読み取れる。

【表19】 罪名別新受人員の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	11,503	1,196	1,797	1,785	1,457	1,465	1,393	1,333	1,077
強盗致傷	2,680	295	468	411	329	342	321	290	224
殺人	2,467	270	350	371	313	303	302	303	255
現住建造物等放火	1,135	98	179	167	128	141	136	162	124
傷害致死	1,003	70	141	169	146	136	131	107	103
覚せい剤取締法違反	880	90	153	173	105	105	129	58	67
(準)強制わいせつ致死傷	867	58	105	105	109	133	131	111	115
(準)強姦致死傷	851	88	111	137	124	121	91	104	75
強盗強姦	449	61	99	83	59	57	36	34	20
強盗致死(強盗殺人)	289	51	43	37	37	37	27	35	22
偽造通貨行使	201	34	60	30	34	12	4	20	7
危険運転致死	177	13	17	20	27	21	23	28	28
通貨偽造	106	14	18	20	19	17	4	8	6
集団(準)強姦致死傷	73	13	2	17	6	9	17	8	1
銃砲刀剣類所持等取締法違反	70	13	5	3	4	10	10	15	10
保護責任者遺棄致死	55	7	9	12	4	5	7	5	6
逮捕監禁致死	54	4	18	21	1	4	3	2	1
組織的犯罪処罰法違反	47	6	5	-	-	3	14	18	1
麻薬特例法違反	27	1	5	3	2	1	1	11	3
爆発物取締罰則違反	16	6	-	-	5	2	-	2	1
身の代金拐取	9	-	3	-	1	1	1	-	3
麻薬及び向精神薬取締法違反	9	1	3	1	2	2	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	-	-	-	-	-	-	2	1
その他	35	3	3	5	2	3	5	10	4

- ※ 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 7 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条に規定する罪である。
 8 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

【図20】 裁判員裁判対象事件における判決人員の推移(自白・否認)



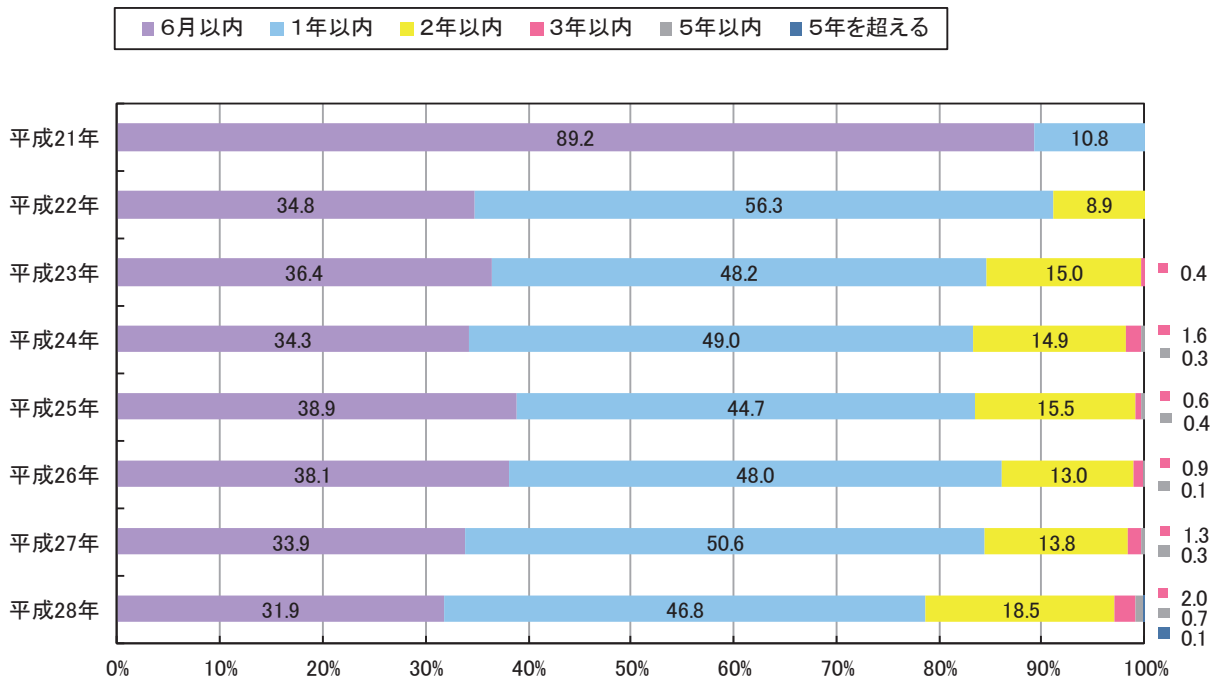
- ※ 1 判決人員は実人員である。
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

否認率については【表5】【図20】⁷のとおりであり、終局人員で47.6%、判決人員で48.6%と、いずれも前回（終局人員で45.7%、判決人員で46.4%）より若干増加している（第6回報告書114頁【表5】、122頁【図20】参照）。

次に、平均審理期間については【表5】のとおりであり、前回（8.6月）より1.4月長くなり、審理期間が2年を超える事件の割合も前回（1.0%）より1.8%増加している（第6回報告書114頁【表5】参照）。更に細かく見ると、平成28年においては、平成26年と比べて、①審理期間が6月以内の事件の割合が6.2%減少した一方、②審理期間が1年超2年以内の人員の割合が5.5%増加している（【図21】）。

⁷ 【表5】と【図20】とで、数値に若干相違があるのは、前者には、公訴棄却判決、公訴棄却決定、移送その他による終局人員が含まれるためである(なお、【図20】の注2も参照)。

【図21】 裁判員裁判対象事件における審理期間別事件割合の推移



※ 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

※ 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

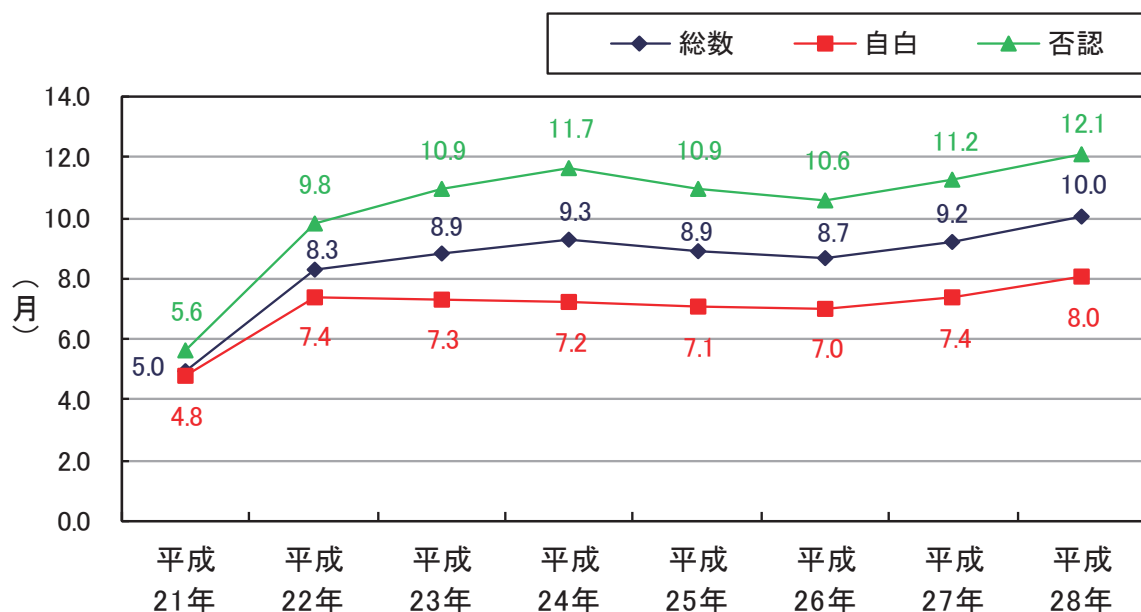
自白・否認別で分けて見ると、【図22】のとおり、自白・否認のいずれについても、平均審理期間（判決人員）は、平成25年、平成26年と短縮傾向が続いていたが、平成27年以降、再び長期化している（自白について、平成26年は7.0月、平成28年は8.0月。否認について、平成26年は10.6月、平成28年は12.1月）。これは、審理期間の大半を占める公判前整理手続期間の長期化（自白について、平成26年は5.4月、平成28年は6.5月。否認について、平成26年は8.5月、平成28年は10.1月）が要因と思われる⁸（【図23】）。なお、受理から公判開始までの期間で見ても、自白・否認のいずれについても長くなっている（自白について、平成26年は6.1月、平成28年は7.0月。否認について、平成26年は9.5月、平成28年は10.7月）（平成26年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料（以下、同資料につき、「平成〇〇年資料」と略記する。）及び平成28年資料の各【図表29】参照）。

否認事件につき、平成26年には、平成24年より2時間弱短縮していた平均開廷時間（平成24年は901.8分、平成26年は786.3分である。）も、平成28年には822.2分と再び長くなっている（平成24年資料、平成26年資料及び平成28年資料の各【図表61-2】参照）。なお、平均開廷回数については【表5】のとおりであり、前回（4.5回）から大きな変化はない（第6回報告書114頁【表5】参照）。

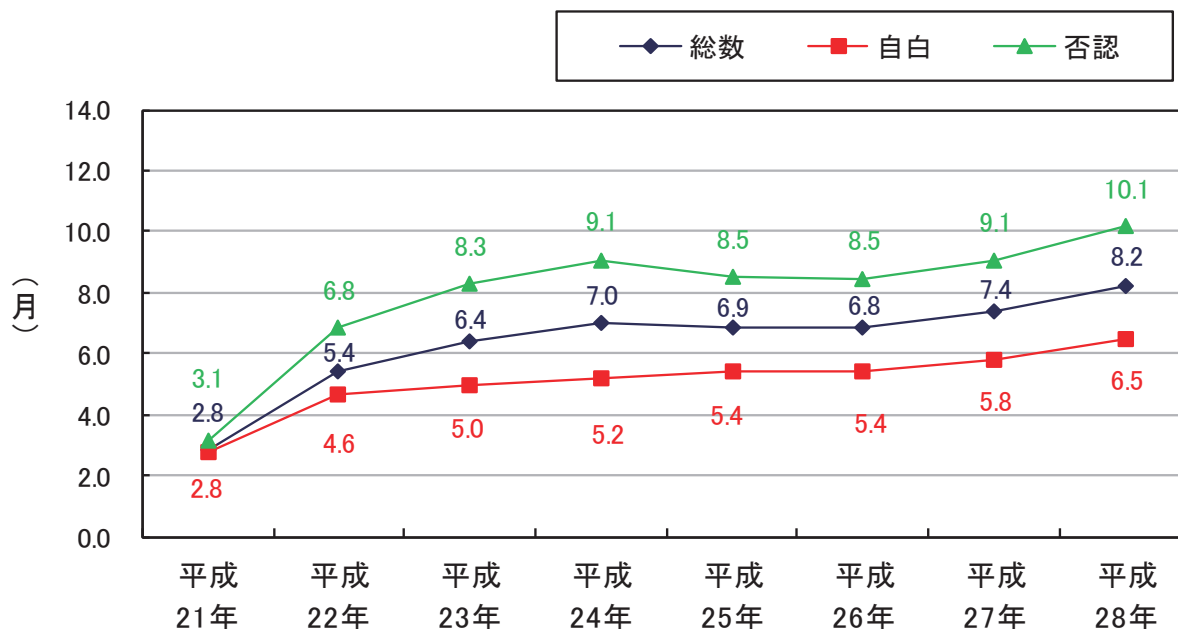
⁸ 【図22】と【図23】を対照すると分かるのとおり、特に否認事件については、公判前整理手続期間の平均の推移がおおむね平均審理期間の推移と関連しており、公判前整理手続の期間が審理期間の全体に及ぼす影響が大きいことがうかがわれる。

Ⅲ 地方裁判所における刑事第一審訴訟事件の概況等

【図22】 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)



【図23】 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移(総数・自白・否認)



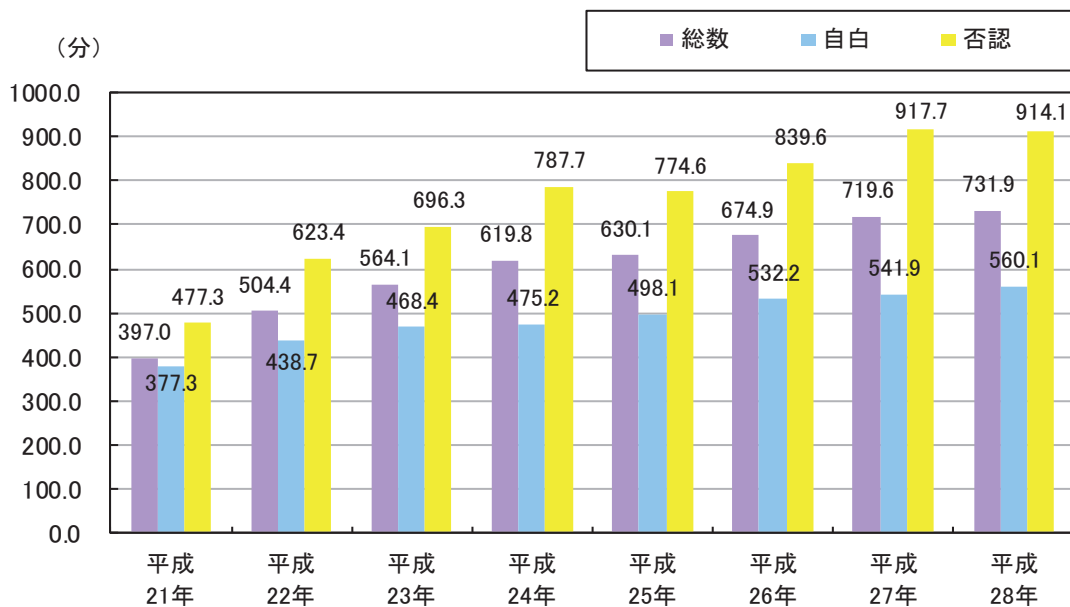
※ 「公判前整理手続期間の平均(月)」は、裁判員裁判対象事件以外の事件で公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。

平均評議時間の推移については【図24】のとおりであり、自白事件では、平成26年までと同様に若干の増加傾向が見られる。否認事件についても、平成25年は前年より若干減少したものの、平成26年以降、おおむね増加傾向にあり、充実した評議のために十分な時間が確保されていることがうかがえる。

弁護人選任率や外国人率には、前回から大きな変化は見られず、証拠調べ（証人尋問、被告人質問、鑑定、検証）の全般的な実施状況にも大きな変化は見られない（【表5】）（第6回報告書114頁【表5】参照）。

なお、自白事件における検察官請求証人の取調べ人数（その多くは犯情関係と思われる。）は0.9人となっていて、裁判員法施行直後の時期（平成22年は0.4人）より顕著に増加している（「裁判員裁判の実施状況について」⁹ 8頁【表8】）ところ、自白事件であっても、裁判員が法廷で臨場感を持って心証を形成することができるよう¹⁰、重要な犯情事実に関する立証が人証によって行われる傾向が進んできているものと思われる^{11 12}。

【図24】 平均評議時間の推移(総数・自白・否認)



(注) 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。

⁹ この資料は、最高裁判所ウェブサイトから閲覧することができる。

http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html

¹⁰ 裁判員経験者を対象としたアンケートにおいても、疑問点を直接尋ねることができる、心情・態度等が分かりやすい、信用性の判断もしやすいなどといった理由から、人証の方が書証より分かりやすいという意見が多数を占めた(最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」(以下「裁判員裁判検証報告書」という。))76頁図表41参照(平成24年))。

¹¹ もとより、性犯罪の被害者を始めとして、証人の二次被害等への配慮が必要であることは言うまでもない。

¹² 統計上は把握しにくい、自白事件において、罪体に関する被告人質問を乙号証(被告人の供述調書等)の取調べに先立って実施し、被告人供述が得られて必要性がなくなれば乙号証は採用しないといった方法で、被告人質問の局面でも公判中心主義、直接主義を実質化しようという取組が進んでいる。

2 裁判員裁判に関する検証

裁判員法施行直前（平成20年）の対象罪名の事件に係る平均審理期間は7.8月であったこと（平成27年資料49頁（参照））からすれば、現時点で、裁判員裁判対象事件の審理が著しく長期化しているとまではいえない。しかし、公判前整理手続によって争点を整理して集中的に審理を行うという制度設計は、本来的には審理期間の全体をも短縮させる効果を持ってしかるべきはずである。しかも、これまでも述べられているように、裁判員裁判においては、公判中心主義、直接主義を徹底し、裁判員が人証によって重要事実に関する心証を形成すべき要請が特に強いことからすれば、証人の記憶が鮮明なうちに証人尋問等を行う必要性は高い¹³し、早期に審理を行うことは、被告人の未決勾留期間を短くするという意味でも重要である。

したがって、今後とも、審理期間の短縮、特に裁判員裁判対象事件の審理の大部分を占める公判前整理手続期間の短縮に向けた取組の余地がないか、検討していく必要がある。

そこで、まず、起訴から余り間を置かず打合せを開き、裁判所から、大まかな審理方針を説明した上、検察官に対し、迅速かつ柔軟な証拠開示を促し、弁護人が、自ら暫定的な見通し（認否あるいは証拠意見に関するもの）を明らかにする場合には、検察官においてその内容を証拠開示の方針や証明予定事実に反映させたり、認否や証拠意見の内容等から早期審理に適する可能性が示唆されている場合には公判期日の仮予約¹⁴を試みたりするなどして、初動段階から十分な三者間の意思疎通と当事者間の情報交換を図り、公判準備活動が円滑、迅速に進むようにするといった取組が行われてきた¹⁵。平成25年、平成26年と公判前整理手続期間が短縮傾向にあったのは、これらの取組が一定の効果をもたらしたためと考えられる。他方で、平成27年以降、公判前整理手続期間が再び長期化していることなどに鑑みると、検証検討会の議論等にもあったように、上述のような各種の取組を続けるとともに、公判前整理手続ではどこまで詳細に争点等を整理すべきなのか¹⁶、そもそも公判前整理手続で何を整理すべきなのか、手続の主宰者である裁判所と訴訟追行の主体である当事者との役割分担はどうあるべきかなど、公判前整理手続の基本的な在り方についても、引き続き法曹三者で議論を重ねて認識を共有していく必要がある。

¹³ 裁判員裁判検証報告書9頁参照。証人尋問において証人の記憶が不明瞭な場合、反対尋問権の行使も実質的に困難となるから、弁護人側にとっても不利な事態となるとの指摘もある。宮村啓太「裁判員裁判における弁護の充実」刑事法ジャーナル 36 巻 54 頁参照（平成 25 年）

¹⁴ 裁判員裁判の公判は連日的開廷で行われるため、公判前整理手続がほぼ終わった段階で初めて期日を確保しようとしても、2月前後先で数日連続して確保できる日程を探すことはかなり難しい。そこで、公判に最大で何日程度掛かるというくらいの大まかな見通しが立った段階で、残りの公判準備に必要な見込まれる期間も勘案して公判日程を仮予約し、更に必要な限度で争点及び証拠の整理を進めていくという方法が有効である。公判前整理手続の終了から第1回公判期日までの平均日数が、平成 22 年 49.9 日、平成 23 年 39.4 日、平成 24 年 29.5 日、平成 25 年 20.6 日、平成 26 年 17.4 日、平成 27 年 13.4 日、平成 28 年 11.8 日（平成 22 年資料から平成 28 年資料までの各【図表 40】参照）と段々と短縮されているのは、公判前整理手続が終わる前に公判日程を押さえ、その日程を目標に公判前整理手続が進められる形が採られた結果、比較的直前の時期まで公判前整理手続を続けられる事案が増加していることによるものと思われる。

¹⁵ これらの取組に関する指摘は、第6回検証における検証検討会においても見られた。

¹⁶ 第6回検証における検証検討会でも、公判前整理手続が長期化する理由として、法曹三者に共通して、裁判員裁判対象事件が重大事件であって、どうしても慎重になってしまう傾向が否定できない旨指摘された。